

清掃センター受入ごみの項目別取扱一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】
 第三条(事業者の責務)
 事業者は、その事業活動に伴って生じた
 廃棄物を自らの責任において適正に処理
 しなければならない。

事業所ごみ 事業系一般廃棄物に限る

項目	備考	種子島 清掃センター	中種子 清掃センター
可燃物	事業系一般廃棄物に 分類されるもの限り 受入可 ⇒ (別紙) 分類表参照	有料 50 kgまで 260 円 (50 kg超は、10 kg増すごとに 50 円加算)	
不燃物			
粗大ごみ			
資源物 その他	アルミ・スチール缶	有料 50 kgまで 260 円 (50 kg超は、10 kg増すごとに 50 円加算)	
	ペットボトル		
	ビン類		
	古紙類	事業系一般廃棄物に分類されるもの限り受入可 ⇒ (別紙) 分類表参照	
	白色トレイ		
	発泡スチロール	× 受入不可 … 産業廃棄物該当	
	廃食油	× 受入不可 … 産業廃棄物該当	
	乾電池類	× 受入不可 … 産業廃棄物該当	
蛍光管・体温計	× 受入不可 … 産業廃棄物該当		
ガス缶類	× 受入不可 … 産業廃棄物該当		
草・竹・剪定枝・伐採木	事業系一般廃棄物に分類されるもの限り受入可 ⇒ (別紙) 分類表参照		
	少量(2~3袋程度)であれば、可燃物として 有料 で受け入れることができます。 なお、焼却炉投入口の大きさの関係で、60 cm以内にカットして搬入をお願いします。		
	大量な際等、各市町の旧不燃物埋立地敷地内仮置場(牧之峯・松原山)への持ち込みは 無料 です。 この場合、カットする必要はありませんが、開放日や時間等が限定されていますので、詳しくは各市町へお問い合わせください。		

※1 この表は、事業活動に伴って生じるごみのうち、関係法令に基づいて、清掃センターで処理を行うことができる「事業系一般廃棄物」に関する取扱を示したものです。

※2 産業廃棄物に該当するものは、原則、受け入れることができないため、産業廃棄物取扱事業者(許可事業者)へ排出してください。

(別紙)「事業系ごみを含む一般廃棄物と産業廃棄物の分類表」に具体的な内容を例示しています。